能勢町人事行政の運営等の状況(目次)

- 任免及び職員数に関する状況
 - 1 採用・退職状況一覧(職種別人数)

 - (1) 採用の状況 (2) 退職の状況
 - 2 主要な異動の状況
 - 職階別役付者数、役付比率
 - 職種別·職階別構成表
 - 職員の年齢構成
 - 特別職・行政委員一覧(職名、定数、任期、氏名、最初就任年月日、現任期)行政委員人数表(行政委員ごとの人数)

 - 8 職員数

人事評価の状況

Ⅲ 給与の状況

- 1 職員の構成
- 人件費の状況 2
- 3 職員給与費の状況
- 4 職員の給料月額等の状況
 - (1) 初任給
 - (2) 平均給料月額等及び平均年齢
 - (3) 経験年数別·学歴別平均給料月額
 - (4)級別職員数

(参考) ラスパイレス指数の状況

- 5 職員手当の状況
 - (1) 期末手当・勤勉手当の各期別の支給割合
 - (2) 扶養手当・住居手当・通勤手当の概要 (3) 地域手当の支給状況

 - (4) 特殊勤務手当の支給状況
 - (5) 時間外勤務手当の支給状況 (6) 退職手当の状況
- 6 特別職の給料等の状況
 - (1) 町長等
 - (2) 町議会議員

IV 勤務時間その他の勤務条件の状況

- 勤務時間の状況
 - (1) 一般職員
 - ①勤務時間
 - ②年休使用状況
 - ③特別休暇等の導入状況
 - ④育児休業等の利用状況
 - ⑤介護休暇の取得状況

V 職員の分限及び懲戒処分の状況

- 1 分限
- 2 懲戒

VI 服務の状況

- 一般行政部門職員
 - (1) 職務専念義務の免除
 - (2) 営利企業従事の許可

VII 退職管理の状況

- VII 研修の状況
 - 町長が実施する研修
 - (1) 自己啓発の励行・支援
 - (2) 職場研修OJTの励行
 - (3) 職場外(研修機関)研修の推進

IX 福祉及び利益の保護の状況

- 1 町長部局の健康管理事業等
 - (1) 健康管理事業
 - ①健康診断の実施
 - ②人間ドックの実施 ③たばこ対策

 - (2) 職員厚生会事業
 - ①日帰り研修の実施
 - ②健康増進事業の実施

X 公平委員会報告

- 1 勤務条件に関する措置の要求の状況
- 2 不利益処分についての不服申立ての状況

- I 任免及び職員数に関する状況
 - 1 採用・退職状況一覧
 - (1) 採用の状況
 - ①一般行政部門職員

令和3年度に採用した職員数は、下記のとおりです。

ア 試験区分:試験

	職種	行政	保育士	保健師	管理栄養士	ケアマネ	社会福祉士	合計
Г	人数	3	0	1	1	0	0	5
	(女性)	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(2)

- (2) 退職の状況 ①一般行政部門職員 <u>令和3年度</u>

職種	行政	保育士	保健師	管理栄養士	看護師	業務員	合計			
人数	5	0	0	1	1	0	7			
(女性)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)	(2)			

区分	退職者数
事務	5 (0)
専門職	(2 2)
現業	(0)
計	7 (2)

(注) () は女性で内数

- 2 主要な異動の状況

(1) 一般行政部門職員 令和3年度当初には、下記の定期人事異動を行いました

17/101/1/23		1 v / /L /9] / \ + :	大労(で)) (
異動総数	昇任数	左の職階区分						
20		部長級	課長級	参事級	係長級			
役付職員	6	1	3	0	1			

- 3 職階別役付者数·役付比率
 - (1) 全部門職員

職員の各職階に占める人数と女性比率は下記のとおりです。能勢町では、男女共 同参画の職場を目指し、女性職員を幅広い分野へ積極的に登用し、能力活用、育成 を図っています。

(令和3年度末現在)

職種	人数							
		うち女性	女性比率					
部長級 (7級)	5	0	0					
うち行政・事務	4	0	0					
課長級(6級)	11	1	9. 1					
うち行政・事務	9	1	11. 1					
参事級(5級)	6	0	0					
うち行政・事務	5	0	0					
係長級(4級)	21	1	4.8					
うち行政・事務	18	0	0					
役付者計(A)	43	2	4. 7					
うち行政・事務	36	1	2.8					
主任級(3級)	9	4	44. 4					
うち行政・事務	6	1	16.7					
主事級(2級)	48	16	33. 3					
うち行政・事務	33	5	15. 2					
主事級(1級)	4	1	25					
うち行政・事務	3	0	0					
合計 (B)	104	23	22. 1					
うち行政・事務	78	7	9					
役付比率 (A/B)	41.3	8. 7						
うち行政・事務	46. 2	14. 3						

4 職種別・職階別構成表

_(1) 全部門	引職員 一						((令和3年度	
			役付者			一般職員	技能労務	合計	役付
	部長級	課長級	参事級	係長級	計	級	員級		比率
行政	4	9	5	18	36	42		78	46. 2
保育士				1	1	6		7	14. 3
保健師					0	4		4	0
看護師					0	1		1	0
管理栄養士					0	1		1	0
ケアマネ					0	1		1	0
社会福祉士					0	2		2	0
技師	1	1		1	3	2		5	60
技能労務					0		2	2	0
教育		1	1	1	3			3	100
合計	5	11	6	21	43	59	2	104	41.3

5 職員の年齢構成 (1)全部門職員

(令和3年度末現在)

職階 部長級 課長級 参事級 係長級 役付計 一般 計 18以下 19			_				(令和3年度	末現在)
18 以下 0 0 0 20 0 0 0 21 0 0 0 22 0 0 0 23 0 0 0 24 0 2 2 25 0 1 1 27 0 3 3 28 0 0 0 29 0 0 2 30 0 1 1 31 0 0 1 1 33 0 0 4 4 33 0 0 4 4 33 0 0 1 1 33 0 0 4 4 33 0 0 0 3 3 36 0 0 1 1 1 41 1 1 1 1 1 1 41 1 1 1 1 1 1 1 <t< th=""><th>無階 無階</th><th>部長級</th><th>課長級</th><th>参事級</th><th>係長級</th><th>役付計</th><th>一般</th><th>計</th></t<>	無階 無階	部長級	課長級	参事級	係長級	役付計	一般	計
19 0 0 0 21 0 0 0 22 0 0 0 0 23 0 0 0 0 0 24 0 0 2 3 <td>10 以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>0</td> <td>- </td> <td>0</td>	10 以下					0	-	0
20			1	1	+	_	 	
21 0 0 0 23 0 0 0 24 0 0 2 2 26 0 1 1 1 27 0 0 3 3 28 0 0 0 0 29 0 0 2 2 30 0 1 1 1 31 0 0 3 3 32 0 0 4 4 33 0 0 4 4 34 0 3 3 3 34 0 0 3 3 35 0 0 0 3 3 37 0 0 3 3 3 38 0 0 3 3 3 38 0 0 1 1 1 40 1								
December 22							1	
23 0 0 2 3	21							
24	22							
25	23							
26 0 1 1 27 0 3 3 28 0 0 2 2 30 0 1 1 1 31 0 0 1 1 1 31 0 0 4 4 4 33 0 0 4 4 4 33 0 0 4 4 4 34 0 3 4	24						2	2
27 0 3 3 28 0 0 0 0 29 0 0 1 1 30 0 1 1 1 31 0 3 3 3 32 0 4 4 33 0 4 4 34 0 3 3 35 0 0 0 36 0 0 1 1 37 0 3 3 3 38 0 3 3 3 38 0 3 3 3 39 0 1 1 1 40 1 1 1 1 1 41 1 1 1 1 1 1 42 0 1								
28 0 0 2 2 2 30 0 1 <td>26</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	26							
29							3	
30	28					0		
31	29					0	2	2
32	30					0	1	1
33	31					0		3
33	32					0	4	4
34 0 3 3 36 0 0 1 1 37 0 3 3 3 38 0 0 3 3 39 0 1 1 1 40 1 1 1 1 1 41 0 1	33						4	
35	34					0	3	3
37								
37	36					0	1	1
38								
39							3	3
40	39							
41			1	1	1		1	
42 0 1 1 43 1 1 1 44 0 1 1 45 1 1 1 1 46 1 2 3 3 6 47 1 1 1 2 3 48 3 3 3 6 49 2 2 2 4 2 6 50 2 5 7 2 9 51 1 2 3 3 3 3 52 1 1 1 2 2 2 4 4 2 6 6 53 2 2 2 2 2 4 4 2 6 6 5 5 7 2 9 9 9 6							9	
43					1			
44 0 1 1 45 1 1 1 1 1 2 46 1 2 3 3 6 6 47 1 1 1 2 3 3 6 6 48 3 3 3 3 6 6 6 6 6 6 9	42				1		1	
45					1		1	
46 1 2 3 3 6 47 1 1 1 2 3 48 3 3 3 3 6 49 2 2 2 4 2 6 50 2 5 7 2 9 51 1 2 3 3 3 52 1 1 2 2 2 4 54 1 2 3 2 5 5 55 0 0 2 3 3 3 3 3 3 2 1 1 1 1 1 1					1			
47				1				
48	40		1	1			<u>3</u>	
49							2	
50 2 5 7 2 9 51 1 2 3 3 52 1 1 2 2 2 53 2 2 2 2 4 54 1 2 3 2 5 55 0 2 2 2 56 3 2 1 6 6 57 1 1 1 1 2 58 0 0 0 59 0 0 0 60 2 2 1 3 61 1 1 1 1 2 63 0 0 0 0 64 0 0 0 0 65 0 0 0 0 65 0 0 0 0 65 11 6 21 43 61 104			0		3	3	3	
51 1 2 3 3 52 1 1 2 2 53 2 2 2 2 4 54 1 2 3 2 5 55 0 2 2 2 56 3 2 1 6 6 57 1 1 1 1 2 58 0 0 0 59 0 0 0 60 2 2 1 3 61 1 1 1 1 2 63 0 0 0 64 0 0 0 65 0 0 0 65 0 0 0 65 11 6 21 43 61 104							2	
52 1 1 2 2 53 2 2 2 2 54 1 2 3 2 5 55 0 2 2 56 3 2 1 6 6 57 1 1 1 1 2 58 0 0 0 59 0 0 0 60 2 2 1 3 61 1 1 1 1 2 63 0 0 0 0 64 0 0 0 0 65 0 0 0 0 65 11 6 21 43 61 104		- 1	2	1	5		2	
53 2 2 2 4 54 1 2 3 2 5 55 0 2 2 2 56 3 2 1 6 6 57 1 1 1 1 2 58 0 0 0 0 59 0 0 0 0 60 2 2 1 3 61 1 1 1 1 2 63 0 0 0 64 0 0 0 65 0 0 0 65 0 0 0 61 104 1 1 1		1			-	3	1	3
54 1 2 3 2 5 55 0 2 2 56 3 2 1 6 6 57 1 1 1 1 2 58 0 0 0 0 59 0 0 0 0 60 2 2 1 3 61 1 1 1 1 2 62 1 1 1 1 2 63 0 0 0 64 0 0 0 65 0 0 0 65 0 0 0 61 104 1 1			1			2	<u> </u>	
55			ļ		2	2	2	
56		1	<u> </u>	2			2	5
57 1 1 1 2 58 0 0 0 59 0 0 0 60 2 2 1 3 61 1 1 1 1 2 62 1 1 1 1 2 63 0 0 0 64 0 0 0 65 0 0 0 5 11 6 21 43 61 104			<u> </u>		1		2	
58		3	2		1			6
59				1			1	
60	58		<u> </u>				<u> </u>	
61]			0	1	
62			2			2	1	
63								2
64 0 0 0 65 0 0 0 0 計 5 11 6 21 43 61 104				1			1	2
65								
計 5 11 6 21 43 61 104	64					0		0
計 5 11 6 21 43 61 104 平均年齢 54.6 53.1 55.7 48.3 51.3 39.7 44.5	65					0		0
平均年齢 54.6 53.1 55.7 48.3 51.3 39.7 44.5	計			6	21	43	61	104
	平均年齢	54. 6	53. 1	55. 7	48. 3	51.3	39. 7	44. 5

(注) 年齢は年度末年齢

6 特別職・行政委員一覧 (令和4年12月1日現在)

<u>0 特別職•11以多</u>	č貝一見	(7和4年12月1日現住)						
暗	名	定数	任期	氏名	最初就任	現	任期	
		(人)	(年)		年月日	就任	満了	
町長		1	4	上森一成	H28. 10. 24	R2. 10. 24	R6. 10. 23	
副町長		1	4		H28. 11. 1	R2. 11. 20	R6. 11. 19	
教育委員会	教育長	5		加堂恵二	H28. 11. 1	R3. 11. 11	R6. 11. 10	
	教育長職務代理者		4	的場麻子	R3. 3. 21	R3. 3. 21	R7. 3. 20	
	委員			市村依子	H20. 12. 9	R2. 12. 9	R6. 12. 8	
	委員			中澤安弘	H30. 9. 25	R3. 11. 11	R7. 11. 10	
	委員			泉孝英	R4. 11. 11	R4. 11. 11	R8. 11. 10	
公平委員会	委員長	3	4	北畑利一	H27. 11. 11	R1. 11. 11	R5. 11. 10	
	委員長職務代理			岩本章吾	R4. 11. 11	R4. 11. 11	R8. 11. 10	
	委員			前田豊實	R2. 11. 11	R2. 11. 11	R6. 11. 10	
監査委員	代表監査委員(識見)	2	4	井角和博	R2. 6. 25	R2. 6. 25	R6. 6. 24	
	委員(議員)			大西則宏	R3. 5. 12	R3. 5. 12	R7. 4. 30	
選挙管理委員会	委員長	4	4	中川増一	R4. 11. 10	R4. 11. 10	R8. 11. 9	
	委員長代理			中垣内吉信	R4. 11. 10	R4. 11. 10	R8. 11. 9	
	委員			増田典明	R4. 11. 10	R4. 11. 10	R8. 11. 9	
	委員			髙見肇	R4. 11. 10	R4. 11. 10	R8. 11. 9	
固定資産評価審査	委員長	3	3	福西正明	H26.8.1	R2. 8. 1	R5. 7. 31	
委員会	委員長代理			中西富美子	H26. 11. 11	R2. 11. 11	R5. 11. 10	
	委員			川上昌彦	H30. 11. 11	R3. 11. 11	R6. 11. 10	

※教育長の任期は3年。

7 行政委員人数表

(令和4年12月1日現在)

					71 I H OUT.
	教育委員	公平委員	監査委員	選挙管理	固定資産評
				委員	価審査委員
人数	5	3	2	4	3
(女性)	(2)	()	()	()	(1)

8 職員数

(各年度4月1日現在)

							(各年度4月1日現在)
	区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年		主な増減理由
· `		度当初	度当初	度当初	度当初	対前年	
部門		職員数	職員数	職員数	職員数	増減数	
	議会	2	2	3	3	0	
	総務	22	24	25	25	0	
	税務	7	6	6	5	▲ 1	人事異動による減
	民生	20	19	20	20	0	
— A⊓.	the et						l market a service and the ser
般 行	衛生	8	7	7	6	▲ 1	人事異動による減
行	224.461						
政部	労働					0	
部	ette f						
門	農水	8	7	7	8	1	人事異動による増
	商工	1	0	0	0	0	
	L						
	土木	4	3	4	3	▲ 1	人事異動による減
	小計	72	68	72	70	▲ 2	
政	教育	15	15	16	15	▲ 1	人事異動による減
部							
行門	消防	0	0	0	0	0	
特							
特 別	小計	15	15	16	15	▲ 1	
<i>D</i> 1							
	病院	2	2	2	2	0	
	水道	4	4	4	4	0	
冷							
公営企業等	交通					0	
点 計							
	下水道	3	3	3	3	0	
未門							
寺	その他	10	10	8	9	1	人事異動による増
	小計	19	19	17	18	1	
総介	合計	106	102	105	103	▲ 2	
-							

(注1) 各部門の職員数は、総務省の定員管理調査の区分によるものであり、各部局等に配置されている職員数の区分とは異なります。

(注2) 各部門の職員数は、異動時期の関係で、後出Ⅲの「本町職員の構成」における職員数とは異なります。

Ⅱ 人事評価の状況

地方分権の一層の進展により、地域における総合的な行政主体として高度化・多様化する住民の行政ニーズに対応し、住民に身近な行政サービスを提供するという地方公共団体の役割はますます増しています。また、厳しい財政状況や行政の効率化を背景に職員数は減少を続けており、個々の職員に、困難な課題を解決する能力と高い業績を挙げることが従来以上に求められる状況となっています。

す。 このような中、地方公務員法の改正により、従来の勤務評定に替え、より客観性、透明性の高い人 事評価制度が法律上の制度として導入されました。

本計画制度が法律工の制度として等人されました。 人事評価制度は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行及びより高い能力を持った公務員の育成を行うとともに、能力・実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、公務能率及び住民サービス向上の土台をつくることを目的としているものです。

Ⅲ 給与の状況

能勢町職員の給与は、地方公務員法の給与決定原則に基づいて、生計費、国・府及び他の地方公共団体の職員の給与、民間事業の従事者の給与等を考慮して定められています。 具体的には、住民の代表者で構成される町議会で議決された「職員の給与に関する条例」、「職員の

退職手当に関する条例」等で定められています。

これらの条例に基づいて支給されている職員の給与の現状は、次のとおりです。

1 職員の構成

<u>令和4年4月1日現在の職員の構成(教</u>育長含まない)は、次表のとおりです。

区分	人数 (人)	構成比率 (%)
一般行政	70	68. 0
教育関係	15	14. 6
水道・病院等	18	17. 5
計	103	100

2 人件費の状況 (令和3年度普通会計決算)

住	E民基本台帳人口	歳出額	A	実質収支	人件費	В	人件費率 (B/A)	令和2年度 人件費率
-	令和4年3月31日		千円	千円		千円	%	%
	9,389 人	5, 865, 4	140	312, 962	1, 036,	342	17.7	12.7

(注)人件費には、退職手当のほかに、町長、町議会議員等の特別職に支払われる給料又は報酬を含みま す。

3 職員給与費の状況 (令和4年度普通会計予算)

	似员相 7 美 2 代化 (17年11 及日起五日 7 开)								
職員数	一人当たり給								
A	給料	職員手当	期末手当等	計 B	与費(B/A)				
人	千円	千円	千円	千円	千円				
91	332, 105	86,044	126, 410	544, 559	5, 984				

(注)職員手当には、退職手当は含みません。

4 職員の給料月額等の状況

(1) 初任給(令和4年4月1日現在)

(単位:円)

ſ	区分		能勢	勢町	玉		
			初任給	採用後2年経過日 給料月額	初任給	採用後2年経過日 給料月額	
F	一般行政職	大学卒	194, 000	207, 900	180, 700	194, 000	
	技能労務職	高校卒	164, 200	180, 700	148, 600	158, 300	

(2) 平均給料月額等及び平均年齢(令和4年4月1日現在)

<u> </u>		
区分	一般行政職	技能労務職
平均給料月額	319,800 円	298,800 円
平均給与月額	379, 100 円	300,900 円
亚均年齢	44 7 歳	62.1 歳

(3)経験年数別・学歴別平均給料月額(令和4年4月1日現在) (単位:円)

			(+L-11)	
区分	一般彳	亍政職	文職 技能労	
	大学卒	高校卒	短大卒	高校卒
経験年数 10~15年	271, 900			
経験年数 15~20年	312, 100			
経験年数 20~25年	360, 700	378, 200	_	_

(4)級別職員数(令和4年4月1日現在)

(a)一般行政職

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的職務	主事	・技師	主任	係長	参事	課長	部長 次長
職員数(人)	4	28	4	17	3	10	5
構成比(%)	6	39	6	24	4	14	7
R3. 4. 1 構成比(%)	5	29	4	17	2	10	5
R2.4.1 構成比(%)	1	29	5	18	2	9	5
H31.4.1 構成比(%)	6	29	5	15	4	7	3
H30.4.1 構成比(%)	3	29	6	17	3	9	5
H29.4.1 構成比(%)	6	29	5	15	4	7	3

(注)職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

(参考) ラスパイレス指数の状況

_ `	- (2 - 3)									
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
	能勢町	104. 9	92. 2		96. 7	98. 4	98. 4	97.8	98. 4	96. 5
	府内町村平均	105. 0	96.8	97. 3	97. 2	97. 9	98. 7	98. 1	98. 2	98. 1
	全国町村平均	103. 2	95.6	95.8	96. 3	96. 4	96. 4	96. 3	96. 4	96. 3

(注)ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公 務員の給与水準を示す指数です。(各年度4月1日現在)

5 職員手当の状況 (1)期末手当・勤勉手<u>当の各期別の支給割合</u>

(1) 别不于曰 勤恕于曰以各别所以又和剖言	
町	国
(令和3年度支給割合)	(令和3年度支給割合)
期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当
6月期 1.275 月分 0.95 月分	分 6月期 1.275月分 0.95月分
(0.725 月分) (0.45 月分	分) (0.725月分) (0.45月分)
12月期 1.125月分 0.95月	分 12月期 1.275月分 0.95月分
(0.625 月分) (0.45 月分	分) (0.725月分) (0.45月分)
計 2.4月分 1.9月3 (1.35月分) (0.9月3	
職制上の段階、職務の有・第級等による加算措置	無 職制上の段階、職務の 有 ・ 無 級等による加算措置

(注)())内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 扶養手当・住居手当・通勤手当の概要(令和4年4月1日現在)

_ (2	<u> / 伏食十ヨ・仕店十ヨ・囲勤十日</u>	<u> 10 </u>	
	扶養手当	住居手当	通勤手当
内容	○扶養親族のある職員に対して 下記の区分により支給 ・配偶者 6,500 円 ・子1人につき 10,000 円 ・配偶者、子以外1人につき 6,500 円 (配偶者のない子10,000円、配 偶者のいない扶養親族一人目 6,500円) ・満16歳の年度始めから 満22歳の年度末までの子 5,000 円 加算	して下記の区分により支給 ・家賃が月額27,000円以下 家賃-16,000円	○交通機関を利用して運賃等を 負担している職員 ・全額支給(支給限度額55,000円) ・通用期間6箇月の定期券の価格を基礎として手当額を算出 ○交通用具等を利用している職員 距離に応じて支給 2,000円 ~ 31,600円
国	同	同	同

(3) 地域手当の支給状況(令和4年4月1日現在)

(0) / 20:30 1 1 1				
支給率	平均支給年額			
	(令和3年度普通会計決算)			
0 %	0 円			

(ただし、猪名川上流広域ごみ処理施設組合・豊能郡環境施設組合派遣職員除く)

(4) 特殊勤務手当の支給状況(令和4年4月1日現在)

職員全体に占める 手当支給対象職員の割合	手当数	手当の種類	平均支給年額 (令和3年度決算)
7.8 %	3	感染症防疫作業手当 死獣収集搬送作業手当 医師手当	47, 238 円

(5) 時間外勤務手当の支給状況

(3)时间外勤伤于3少人和伙仇						
令和3年度普通会計決算	支給総額	28, 214 千円				
	受給者平均支給年額	344, 073 円				
令和2年度普通会計決算	支給総額	21,455 千円				
	受給者平均支給年額	271, 582 円				
令和元年度普通会計決算	支給総額	30,049 千円				
	受給者平均支給年額	345, 391 円				
平成30年度普通会計決算	支給総額	39, 317 千円				
	受給者平均支給年額	479, 476 円				
平成29年度普通会計決算	支給総額	29,077 千円				
	受給者平均支給年額	350, 325 円				

(6) 退職手当の状況

退職手当び、祝 退職手当は、退職時の給料の月額に、退職事由及び勤続年数によって一定の支給割合を乗じて 支給することとしています。 個々の職員に支給される退職手当額は、退職時の給料の月額、退職事由又は勤続年数によって

異なります。 また、支給水準の見直しのため、退職手当の支給率(調整率)を引き下げ、退職理由及び勤続 年数に関わらず、全ての退職者に適用する。(退職の支給率・・・87/100)

区分	勤続20年	勤続25年	勤続30年	最高支給率				
自己都合	19.6695月分	28.0395 月分	39.7575 月分	47.709月分				
勧奨・定年	24. 586875 月分	33.27075 月分	47.709月分	47.709月分				
加算措置	なし							
退職時特別昇絲	合 なし							
((

(参考) 国の制度内容

区分	勤続20年	勤続25年	勤続30年	最高支給率
自己都合	19.6695月分	28.0395 月分	39.7575月分	47.709月分
勧奨・定年	24. 586875 月分	33.27075 月分	47.709月分	47.709月分
加算措置	なし			
退職時特別昇絲	合なし			

6 特別職の給料等の状況(令和3年度) (1)町長等

(+) 12	~ 1			
区分	給料月額	期末手当	(令和3年度)	支給割合)
		6月期	12月期	計
	円	月分	月分	月分
町長 副町長	740, 000 650, 000	2. 225	2. 075	4. 30
副町長	600,000			

(9) 町謀会議員

(2) PJ#	我 会 議 貝			
区分	給料月額	期末手当	(令和2年度)	支給割合)
		6月期	12月期	計
	円	月分	月分	月分
議長 副議長	360, 000 300, 000	2. 225	2. 075	4. 30
議員	280,000			

IV 勤務時間その他の勤務条件の状況

- 勤務時間の状況(1)一般職員

 - ①勤務時間

令和4年4月1日現在

	11/104-1-4/11 1 1 2011
正規の勤務時間	週38時間45分
勤務時間の開始時刻	8:30
勤務時間の終了時刻	17:00
休憩時間	$12:15\sim13:00$

(注)一般職員とは、地方公務員法第3条に規定する地方公務員 の一般職に属する職員をいう。

②一般職員の年次有給休暇の使用状況(令和3年)

(a)	(b)	(c)	(b)/(c)	(b)/(a)
総付与日数	総使用日数	全対象職員数	平均使用日数	消化率
日	日	人	日	%
3, 751. 6	847.7	95	8. 9	22.6

| 3,761.6 | 847.7 | 95 | 8.9 | 22.6 | (注)1全対象職員数とは、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの全期間を在職した一般職員(前記1と同じ)に限り、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員並びに派遣職員を除くものとし、それらの職員を除いた職員の使用した年次有給休暇2総付与日数は、令和3年1月1日現在において各職員に付与された日数(前年からの繰越分を含む。)を全対象職員にわたって合計したもの。

③特別休暇等の導入状況

0	特別休暇等の導入状況		度あり(令和				制		備
		特別休暇	職務専念 義務免除	その他	有給·無 有給	無給の別無給	度無	付与日数	考
1	骨髄提供のための休暇	0	42,000			211 77日	7111	必要と認めら れる期間	
2	ボランティア休暇	0			0			5日以内	
	結婚	0			0			5日以内	
4	育児時間	0			0			1日2回 1回30分	
	妻の出産	0			0			3日以内	
6	男性職員の育児参加の ための休暇	0			0			5日以内	
7	子の看護のための休暇	0			0			5日以内	
8	父母の祭日 (法要)	0			0			必要と認める 期間	
	夏期休暇	0			0			7日	
	就業禁止(安衛法第68 条に基づくもの)						0		
11	年末年始の休みのう ち、12月29日から31日 及び1月2~3日の期間外 に付与されているもの						0		
	うち国より長い期間 を定めている団体						0		
	職員団体の事務従事 (いわゆる組合休暇)						0		
	家族の祭日(法要)						0		
	家族の結婚						0		
	リフレッシュ・永年勤続休暇	0			0			10年3日 20・30年5日	
	妊娠障害						0		
17	町制記念日						0		

④育児休業等の利用状況 ア 育児休業及び部分休業の取得者数

(単位:人)

	育児休業			部分休業	令和3年度中	「に新たに育児	休業が取得可能と	となった職員
	取得者数	うち両 取得者]///来	取得者数	(育児休業 対象者数)	うち育児休 業取得者数		うち部分休 業取得者数
男性職員	(A)			(a)	4			
女性職員	(B)			(b)				
計	(C) 0		0	(c) 0	4	0	0	0

(注)「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者数」の欄の上段は、令和3年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した職員数、下段は、育児休業(部分休業)の期間が令和3年度から令和3年度にかけて引き続いている職員数。

イ 育児休業及び部分休業の承認期間(令和3年度に新たに育児休業を取得した職員について) A 育児休業承認期間

会和	10 /T	- 12

アがみ十段								
	育児休業承認期間							
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え 1年以下	1年超え1 年3月以下	1年3月超え 1年6月以下	1年6月超え 1年9月以下	
男性職員								
女性職員								
計								

		育児休業承認期間							
	1年9月超 え2年以下	2年超え2 年3月以下	2年3月超え 2年6月以下	2年6月超え 2年9月以下	2年9月超え	合計			
男性職員						(A)	0		
女性職員						(B)	0		
計						(C)	0		

B 部分休業承認期間 令和3年度

17/11/0千/文	部分休業承認期間						
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え	1年超え1 年3月以下	1年3月超え 1年6月以下	1年6月超え 1年9月以下
男性職員							
女性職員							
計							

		部分休業承認期間							
	1年9月超 え2年以下	2年超え2 年3月以下	2年3月超え 2年6月以下	2年6月超え 2年9月以下	2年9月超え	合計			
男性職員						(a)	0		
女性職員						(b)	0		
計						(c)	0		

一日の部分休業取得時間(平均)						
30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え	合計		
				(a)	0	
				(b)	0	
				(c)	0	

⑤介護休暇の取得状況

3万度怀暇	介護休暇		要介護者数(職員と続柄別)							
	取得者数	計	配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟 姉妹	孫	その他
男性職員								. , , , ,		
女性職員										
=	(7)	(1)								

	休暇の取得形式				
	計	全日型	時間型	その他	
		甲心	- 中心		
男性職員					
女性職員					
計	(ウ)				

		介護休暇承認期間							
	計	1月以下	1月超え	2月超え	3月超え	4月超え	5月超え		
			2月以下	3月以下	4月以下	5月以下			
男性職員									
女性職員									
計	(I)								

職員の分限及び懲戒処分の状況

分限 1

地方公務員法第28条に基づく分限処分を次の通り行いました。 会和3年度

d	13 THO 1 1/2				
	免職	休職	降任	降給	計
	0	0	0	0	0

懲戒

地方公務員法第29条に基づく懲戒処分を次の通り行いました。

17 1 PO 1 /2				
免職	停職	減給	戒告	計
0	0	0	0	0

VI 服務の状況

般行政部門職員

(1) 職務専念義務の免除

令和3年度

事由	研修参加	更生計画参加	措置要求 不服申立等	その他
件数	0	0	0	105

(2) 営利企業従事の許可

市和3十次		
事由	営利企業従事	兼業許可
1. [-	=h =1 hh	MICHERT 3
	計可等	
件数	0	0
	事由	許可等

VII 退職管理の状況

改正地方公務員法が平成28年4月1日から施行されたことに伴い、退職後に営利企業等に再就職した 元職員(課長級以上)が退職前の職務に関して、一定期間現職職員への働きかけを行うことが禁止され ています。

退職者 (課長級以上) の状況

(令和3年度)

退職者数		再就職者数
退職有奴	本町再就職者数	その他営利企業等再就職者
4	1	1

VⅢ 研修の状況

能勢町職員の研修は、地方公務員法の規定に基づき、職員の勤務能率の発揮及び増進のために、各任命 権者が実施することとなっています。 ・ 町長が実施する研修

町長は、職員の公務員精神の涵養と職務遂行能力の向上を図り、町政の適性かつ効率的な運営に資す ることを目的として、毎年度、人材育成基本方針に基づき、研修を実施しています。

(1) 自己啓発の励行・支援

- 通信教育等の奨励
- ・各種研修、セミナー参加の奨励 ・各種サークル、ボランティア団体など職場外での活動の奨励
- ・他の自治体職員や民間企業人との交流の促進

(2) 職場研修OJTの励行

- ・職場研修における管理職の責任と役割の明確化
- ・自治体職員としての基礎的知識の学習と確認
- ・各職場で求められる専門的知識や技術の習得
- ・職員相互のコミュニケーション・ディベート能力の向上
- ・職場における具体的な課題の発見と問題解決

(3) 職場外(研修機関)研修の推進

- ・自治体職員としての責務と役割を認識する学習
- ・政策形成能力や法務能力向上のための学習
- ・地域の課題発見と解決方策の創造につながる学習 ・魅力、活力あるまちづくりにつながる学習
- ・管理監督者を対象に職場の活性化をめざす学習
- ・管理監督者を対象に自治体経営、組織づくりをめざす学習

研修実績(令和3年度「延べ 166名参加」) 研修名 部落解放・人権夏期講座(2泊3日)) 部落解放・人権夏期講座(半年間、約24回) 固定資産税の基本的知識の習得及び実務能力の向上 地域福祉のコーディネーターのための基礎研修 自閉症支援講座 学童保育指導員テーマ別講座 ちゃいるどネット大阪保育士向け講座 子どもの皮膚トラブルスキンケア講座 幼児教育研修 認知症職集中支援チーム員研修 日本老年医学会近畿地方会 伐採作業の業務に係る特別教育(チェーンソー) 草刈機取扱安全衛生教育 全国治水砂防協会近畿地区参与会議出席 議会答弁対応研修 住民に伝わる行政文章やチラシのデザインと情報の届け方研修 エクセル研修 SDGs研修)(自主研修) 人事評価研修(自主研修) キャリアデザイン研修(自主研修)

IX 福祉及び利益の保護の状況

1 町長部局の健康管理事業等

(1) 健康管理事業

職員が能力を発揮し、職務の迅速かつ的確に遂行するためには、日頃の健康管理や快適な職場環境の確保が重要となっています。

本町においては、「能勢町職員安全衛生管理規程」に基づき、安全衛生管理体制の整備、各種 健康診断の実施及び快適な職場環境づくりを進め、職員の心身両面にわたる健康保持・増進を 図っているところです。

①健康診断の実施

生活習慣病、結核及び職業病などの健康障害を早期に発見するとともに、その結果を事後の健康増進のために活用することを目的として、各種健康診断を実施した。 令和3年度受診者数: 164人

②人間ドックの実施【実施主体 大阪府市町村職員共済組合】 令和3年度受診者数 : 21人

③たばこ対策

受動喫煙防止に努める等、職員の健康保持・増進を図るため、健康増進法の趣旨に基づき、指定された喫煙場所以外は「庁舎内終日禁煙」としています。

(2) 職員厚生会事業

厚生会は、地方公務員法第42条の規定に基づき、会員(職員)の福利厚生事業を行い、会員相互の親睦と福祉の増進を図っています。

費用は、会員(職員)の会費と町からの負担金、雑収入、繰越金から支出しています。 費用の負担割合は、おおむね、会員掛金:町の負担金=1:1の割合です。

令和3年度の負担割合は、会員掛金:町の負担金=1,262,508円:1,262,508円です

①レクリエーションの実施

会員(職員)の福利の厚生を図ることを目的に、例年、球技大会(ソフトバレーボール大会)等を実施していますが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、レクリエーションの実施を見合わせました。

②健康増進事業の実施

会員(職員)の自身の健康状態を把握することで、生活改善や疾病の早期発見・治療を図ることを目的に、人間ドック受診費用補助事業を実施するもの。

人間ドック補助申請者

会員21名 配偶者5名

・要した経費 147,000円

X 公平委員会報告

1 勤務条件に関する措置の要求の状況(令和4年3月31日現在)

項目	件数
前年度から引き続き係属している事案	0
本年度中に提起された事案	0
本年度中に処理した事案	0
次年度に継続した事案	0

(根拠法令)

地方公務員法第46条ないし第48条

2 不利益処分についての審査請求の状況 (令和4年3月31日現在)

_		11 444 + 971 91 1
	項目	件数
	前年度から引き続き係属している事案	1
	本年度中に提起された事案	0
	本年度中に処理した事案	0
	次年度に継続した事案	0

(根拠法令)

地方公務員法第49条及び第51条の2

不利益処分に関する不服申立てに関する規則